

平成30年7月豪雨災害被災中小企業等に対する江田
島市災害復旧融資利子補給金交付要綱

平成30年12月14日

(趣旨)

第1条 市は、平成30年7月豪雨による災害（以下「災害」という。）の被害を受けた市内の中小企業等の復興を支援するため、災害復旧に必要な融資を受けた中小企業等に対し、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、江田島市補助金等交付規則（平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(利子補給金の対象者)

第2条 この要綱による利子補給金の交付の対象となる者は、災害の復旧のために次の融資（以下「災害融資」という。）を受けた中小企業者等で、市内に本社又は主たる事業所を有するものとする。

- (1) 広島県による県費預託融資制度（平成30年7月豪雨災害復興支援特別資金及びセーフティネット資金（国指定））
- (2) 株式会社日本政策金融公庫による平成30年7月豪雨特別貸付
- (3) その他災害に起因する融資で市長が特に認めるもの

(利子補給金の額)

第3条 この要綱による利子補給金の額は、災害融資に係る利子の支払額（延滞利子の額を除く。以下同じ。）に相当する額とする。ただし、国又は県の利子補給金（以下「国県利子補給金」という。）の交付を受ける場合にあっては、当該国県利子補給金に相当する額を除く。

2 前項本文の利子補給金の額に1円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(利子補給金の対象期間)

第4条 この要綱による利子補給金の対象期間は、災害融資に係る借入日から起算して5年以内とする。

(利子補給金交付申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による利子補給金の交付申請書の様式は、江田島市災害復旧融資利子補給金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)とする。

2 規則第4条第1項の規定により交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 災害融資であることが分かる契約書等の写し

(2) 災害融資に係る償還予定表の写し

(3) 国県利子補給金を受ける場合にあっては、その決定通知書等

(4) 市税等の滞納のない証明

(5) 同意書(様式第2号)

(6) その他市長が必要と認める書類

(利子補給金の交付決定)

第6条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否について決定し、交付することを決定した場合は、江田島市災害復旧融資利子補給金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないことを決定した場合は、江田島市災害復旧融資利子補給金不交付決定通知書(様式第4号)により通知しなければならない。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた後に、次の各号のいずれかに該当するときは、江田島市災害復旧融資利子補給金内容変更申請書(様式第5号。以下「変更申請書」という。)にその事実が分かる書類を添付し、市長へ提出後、承認を受けなければならない。

(1) 対象融資制度の利子補給(予定)対象額等に変更があったとき。

(2) 事業所所在地，代表者名等の変更があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか，市長が必要と認めたとき。

2 市長は，前項の変更申請書を受理したときは，変更内容を審査の上，第6条の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第8条 市長は，前条第2項の規定により決定を変更したときは，江田島市災害復旧融資利子補給金内容変更決定通知書（様式第6号）により，通知しなければならない。

(利子補給金の確定申請)

第9条 第6条の規定による交付決定を受けた者は，災害融資に係る各年度分の利子の支払額及び当該利子支払額に係る利子補給金の額について江田島市災害復旧融資利子補給金確定申請書（様式第7号。以下「確定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 災害融資に係る利子支払い証明書(様式第8号)又はこれに代わる書類

(2) 国県利子補給金を受ける場合にあっては，その額を証明する書類

2 前項の確定申請書は，支払対象年度の翌年度4月10日までに提出しなければならない。

(利子補給金の確定)

第10条 市長は，前条の確定請求書の提出があったときは，その内容を審査し，交付金額について確定し，江田島市災害復旧融資利子補給金確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 交付決定者は，前条の規定により補助金の額の確定を受けた場合は，江田島市災害復旧融資利子補給金請求書（様式第10号）により，市長に補助金の交付請求を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(その他)

第12条 第5条から前条までの規定にかかわらず、やむを得ない事情により、交付申請の手続が、借入日の属する年度の翌年度以降になった場合でも、市長は、交付の可否を判断するものとする。この場合において、補助金の交付に係る手続については、第6条から前条までの規定の例による。

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月14日から施行する。